

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

城里町長 上遠野 修

市町村名 (市町村コード)	城里町 (083101)
地域名 (地域内農業集落名)	沢山地区 (阿波山・下阿野沢・上阿野沢・御前山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 8 月 19 日 (第 6 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区では、人口減少や農業者の高齢化に伴い、担い手や後継者不足が進行し、また草刈り作業が大変なため、荒廃農地が拡大している。農業者の中には、耕作意欲のある方もいるが、体力的な不安を抱えている。農地の耕作条件でも、農地が狭い、農道が狭い、施設の老朽化による排水不良、用水が足りないなど基盤整備や農道整備を望む声がある。また、所有者不明農地の耕作問題なども抱えている。農業の収益性の問題としては、販路がない、特産品がない、農業が儲からない、農機具が高いなどが挙げられている。その他、農業技術が未熟な農業者に対して、営農指導ができる人材がいらない、新規就農者のための空き家がないなどの声もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で現在作付けされている主な作物としては、水稻やネギ、小麦、大麦、大豆、食用米、飼料米、そば、ナス、梅、さつまいも、米や小麦の種子、マコモタケが挙げられている。今後耕作したい作物としては、大麦、食用米、飼料米、そば、パレイショ、しょうが、さつまいも、ネギ、レッドポアロー、枝物、柿、じゃがいも、果物（ぶどう、イチゴ、メロン、もも、マンゴー、キウイ）が挙げられた。他にも、農産物加工会社を作り、地元野菜を使った加工品の製造をすべきという意見があった。また、この地域でしかできない作物を JA で研究するべきという意見や、高齢者でもできる換金作物、メロンや果物といった高価で販売できそうな品種の栽培をしたいという声もある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	263.0	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263.0	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就業者等を中心に拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地が分散していると受け手が確保できないため、地域の意向を把握し、農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けられるようにする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、本地区での基盤整備事業の計画はないが、事業を求める声は多いため、農業者や地域住民の意見を集約する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、JA、茨城県農業経営課、茨城県地域農業改良普及センター等の関係機関と連携し、新規就農者や農業法人など、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
町や土地改良、中間管理機構、JA等と連携を図り、補助金の活用方法、直接支払制度の利活用広報、農機具のリースや助成、技術経営指導などを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害防止対策の取り組みを推進する。 ③スマート農業の取り組みを推進する。 ⑤果樹等の高収益性の高い作物の作付けを推進する。 ⑦耕作放棄地対策や草刈りの労働負担軽減のため、ヤギの飼育も検討する。 ⑩農業公社の設立により、販路確保や拡大に期待を寄せている。また、畑地の基盤整備事業も求められている。				